

◆よくある質問と回答【まん延防止等重点措置協力金(令和4年2月21日(月)～3月6日(日)実施分)】

質問項目	回答
1 申請方法等に関すること	
① 「通常の営業時間」とは、いつの時点の営業時間を記載すればよいですか。	特措法に基づく休業や営業時間の短縮が、要請されていない時期の営業時間を記載してください。
② 不定休や予約制の場合は、どの日が協力金の対象となるのか。	要請に応じて、時短や休業をされた日が対象になります。昨年又は一昨年の同時期における営業実態や、直近の営業実態をはじめ、支給要件を満たしているかどうか提出書類をもとに審査をさせていただいた上で支給を決定します。
③ 申請店舗の飲食事業の売上高をもとに協力金支給額を算定することだが、飲食事業の売上高に宅配・テイクアウトサービスによる売上を含めてよいか。	宅配・テイクアウトサービスは特措法に基づく要請の対象ではないため、飲食事業の売上高に含めないでください。
2 対象施設に関すること	
① ホテル・旅館について、飲食店の用に供する部分だけを要請に応じて時短営業を行えば、宿泊業務を行っても、協力金の支給対象となるのか。	宿泊客のみに飲食をさせる場合は、特措法に基づく要請の対象ではないため、協力金の対象外です。宿泊客以外にも飲食をさせる場合は要請の対象ですので、要請に応じて時短営業を行い、支給要件を満たせば、宿泊業務を行っても支給対象となります。
② 以前は、21時以降も営業していたが、コロナの影響により最近20時まで閉店していたような場合は、対象にならないのか。	コロナの影響以前に支給要件に該当する営業時間で営業されていた場合は対象になります。昨年又は一昨年の同時期における営業実態や、直近の営業実態をはじめ、支給要件を満たしているかどうか提出書類をもとに審査をさせていただいた上で支給を決定します。
③ コロナの影響で要請前から休んでいる場合は、協力金の対象になるのか。	毎年、特定の時期のみ営業を行っていると思われるような場合を除き、令和2年11月から令和4年2月の間に全く営業した実績がない場合は、対象となりません。
3 業種別ガイドラインやステッカーに関すること	
① 「京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証ステッカー」の交付を受けるためには、どこに申請すればよいのか。	京都府のホームページを確認の上、申請してください。 <a href="https://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/corona_3rdninsho.html">https://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/corona_3rdninsho.html</a>
② 「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン推進宣言事業所ステッカー」はどこに行けばもらえるのか。	最寄りの商工会・商工会議所、経済団体、観光協会等で入手いただけます。また、京都会議HPからWEB申込み(パソコン、スマートフォン)も可能です。詳しくは、ホームページ( <a href="https://www.kyotokaigi.com/">https://www.kyotokaigi.com/</a> )をご覧ください。
③ 業種別ガイドライン等に基づき感染防止の取組をしているが、ステッカーの交付を受けていない。何をもち証明するのか。	誓約書において、ガイドラインに基づく感染防止の取組をしている旨、誓約していただきます。
④ ステッカーの交付を受けている場合でも、「誓約書」においてどのガイドラインに基づく感染防止対策をしているかチェックを記入する必要があるのか。	どのガイドラインに基づき、感染防止対策をされているのかを確認させていただくため、必ずいずれかの項目にチェックをお願いします。あわせて、ステッカーの交付を受けていることにもチェックをお願いします。

◆よくある質問と回答【まん延防止等重点措置協力金(令和4年2月21日(月)～3月6日(日)実施分)】

質問項目	回 答
4 支給要件に関すること	
① 要請期間中、全ての日において、要請に応じなければ協力金は支給されないのか。	要請期間中の全ての日において要請に御協力ください。事情により協力開始が遅れた場合も理由書の添付をいただいた上で、協力金の対象となりますが、協力開始日から要請期間の最終日まで、定休日等の店休日を除き、連続して要請に応じていただく必要があります。
② 時短営業ではなく、終日休業した場合は協力金の支給対象になるのか。	もともと20時より遅く営業している店舗が、時短ではなく終日休業された場合で、協力金の支給要件を満たしている場合は対象となります。
③ 要請期間中に既に予約が入っており、その日は、 <b>認証店</b> が21時以降( <b>認証店以外の店舗</b> の場合は20時以降)に営業した場合は、支給対象となるのか。	時短営業の協力開始日から要請期間の最終日まで、定休日等の店休日を除き、連続して時短営業に取り組んでいただく必要がありますので、時短営業を行わなかった時点で、それまでの期間は協力金の支給対象外となります。時短営業の協力を再開され、要請期間の最終日まで、定休日等の店休日を除き、連続して時短営業に取り組んでいただき、支給要件を満たしている場合は、その期間が支給対象となります。
④ 通常営業で、月～金曜は21時以前に閉店、土日曜は21時以降も営業していた <b>認証店</b> が、土日曜の営業を21時までに短縮すれば、協力金の支給対象となるのか。	要請期間を通して、土日曜の営業を21時までに短縮した上で、酒類の提供を20時30分までに終了していただき、支給要件を満たしている場合は、時短営業に協力いただいた土日曜の営業日数分の協力金を支給します。
⑤ 通常営業で、21時に閉店していた <b>認証店</b> が、酒類を提供せず、営業時間を20時に短縮すれば、協力金の対象となるのか。	通常の営業時間が21時の認証店舗が、酒類を提供せず、営業時間を20時までに短縮し、支給要件を満たしている場合は、支給対象となります。(P.12「営業時間・支給額対応表」も参照してください。)
⑥ 通常営業で、21時に閉店していた <b>認証店</b> が、営業時間を21時(酒類提供を20時30分まで)にすれば、協力金の対象となるのか。	通常の営業終了時間が、20時より遅く21時以前である店舗は、酒類を提供した場合または20時以降も営業した場合、支給対象になりません。酒類を提供せず、営業時間を20時までに短縮した場合のみ、協力金の支給対象となります。(P.12「営業時間・支給額対応表」も参照してください。)
⑦ 通常営業で、21時に閉店していた <b>認証店</b> の要請期間中の営業時間について、「酒類を提供せず、営業時間を20時に短縮した日」(Q4⑤)と「営業時間を21時(酒類提供を20時30分まで)に短縮した日」(Q4⑥)が混在する場合も、連続して要請に応じているとよいのか。	連続して要請に応じていただいているものとします。ただし、各営業日の営業時間について、事前に店頭掲示やHPで周知を図ってください。なお、協力金の支給対象は「酒類を提供せず、営業時間を20時に短縮した日」のみとなります。(P.12「営業時間・支給額対応表」も参照してください。)
⑧ 通常営業で、21時に閉店していた <b>認証店</b> が、20時までに時短したが、酒類を提供した場合は、協力金の支給対象となるのか。	通常の営業終了時間が、20時より遅く21時以前である店舗は、酒類を提供した場合または20時以降も営業した場合、支給対象になりません。酒類を提供せず、営業時間を20時までに短縮し、支給要件を満たしている場合のみ、協力金の支給対象となります。(P.12「営業時間・支給額対応表」も参照してください。)
⑨ 通常営業で、22時に閉店していた <b>認証店</b> が、営業時間を20時までに短縮したが、酒類を提供した場合は、協力金の支給対象となるのか。	21時(酒類提供は20時30分)までの時短要請に協力いただいているため、支給要件を満たしている場合は、支給対象となります。(P.12「営業時間・支給額対応表」も参照してください。)
⑩ 通常営業で、21時に閉店していた <b>認証店以外の店舗</b> が、20時までに時短したが、酒類を提供した場合は、協力金の支給対象となるのか。	認証店以外の店舗に対しては、「酒類の提供を行わないこと」を要請しており、これに応じていただけていないため、支給対象になりません。要請に応じなかった日が1日でもある場合、それまでの期間は全て支給対象外となります。
5 その他	
① 合併、法人成り、事業譲渡等により、申請時と売上高参照月(令和3年、令和2年又は平成31年の2月)と事業主体が異なっている場合も、当該参照月を基準に支給単価を算出してよいのか。	事業の継続性が認められる場合、過去の売上高を基準に支給単価を算出していただけます。ただし、履歴事項全部証明書等、事業の継続性が確認できる資料の添付が必要です。
② 協力金と他の助成金等(国の雇用調整助成金、家賃支援給付金、事業復活支援金等)の両方を受給することができるのか。	左記助成金等を受給していても、協力金の申請は可能です。ただし、中小企業庁の実施する「事業復活支援金」について、要請期間を含む月の月間事業収入には、受給する協力金の額を加えることとされています。他の助成金等に関する詳細は、制度を所管する組織にお問い合わせください。
③ 協力金は課税対象か。	課税対象となります。税の取扱いの詳細については、下記国税庁ホームページをご参照いただくか、最寄りの税務署にお問い合わせください。 <国税庁ホームページ> <a href="https://www.nta.go.jp/">https://www.nta.go.jp/</a> 『国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ(国税庁)』の「4 新型コロナウイルス感染症に関連する税務上の取扱い関係 <所得税に関する取扱い>」の「問9-2.《助成金等の収入計上時期の取扱い》」(p51～54) <a href="https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/faq/pdf/faq.pdf">https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/faq/pdf/faq.pdf</a>

## 営業時間・支給額対応表

通常の 営業終了時間	認証の 有無	短縮後の営業時間(以下、時短営業という。)等			
		5時～20時 酒類提供なし	5時～20時 酒類提供あり	5時～21時 酒類提供あり	休業
21時超 (例:22時閉店)	認証店	②	①	①	②
	非認証店	③	×	×	③
20時超～21時 (例:20:30閉店、 21時閉店)	認証店	②	×(注)	×(注)	②
	非認証店	③	×	×	③
20時以前 (例:19時閉店、 20時閉店)	認証店	支給対象外(営業時間の短縮要請の対象外のため)			
	非認証店				
		協力金の額		要請内容	
支給日額 (売上高方式)	認証店	① 2.5万円～7.5万円/日		5時～21時(酒類提供11時～20時30分)	
		② 3万円～10万円/日		5時～20時(酒類提供なし)	
	非認証店	③ 3万円～10万円/日		5時～20時(酒類提供なし)	
支給日額 (売上高減少額方式)	認証店	① } ② } 上限20万円/日 ③ }	5時～21時(酒類提供11時～20時30分)		
	非認証店		5時～20時(酒類提供なし)		
	非認証店		5時～20時(酒類提供なし)		
支給対象外		× 要請に応じていない。			
		×(注) 通常営業が21時以前の店舗は、酒類を提供する場合、協力金の支給対象にはなりません。 ただし、認証店において、要請期間中に「②酒類を提供せず20時までに時短した日」と、「×(注)酒類を提供し、21時までに営業終了した日」が混在する場合、②の協力日数分の協力金が支給されます。 (連続要件は途切れない)			